

京都生活協同組合 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、以下の行動計画を策定します。

(1) 計画期間

2022年3月21日から2025年3月20日までの3年間とします。

(2) 内容（目標と対策・実施時期）

目標① 計画期間内に、対象となる男性職員の10%以上が育児休業を取得するようにします。

《対策》

- 2022年4月から年1回、第1四半期に広報活動を行います。
- 対象となる男性職員を把握し必要な情報共有を行います。

目標② こども参観日を実施し、職場での子育てへの理解や親子の相互理解を深めていくようにします。

《対策》

- 2022年4月から年1回、夏休みを利用して実施し多くの職場で参加してもらうようにチラシやポスターで呼びかけます。

以上